

4 NFの会計処理に関するフェアプレーガイドライン

日本のNFにおける不祥事に関しては、NFの具体的業務運営のうち、会計処理に関する不祥事が多くの割合を占めており、この問題に関する対応は急務となっています。

現代のNF運営において、競技力の向上、スポーツの普及・振興には、非常に大きな資金拠出が必要となっており、会計処理の問題を分けて考えることはできません。すなわち、会計処理の問題に取り組むことは、スポーツの普及、競技力の向上のための限られた予算を効率的に使用することにつながるものであり、より合理的なスポーツの普及、競技力の向上への道筋ということができます。

また、NFは、スポーツの普及、競技力の向上に関し、公金を受領する組織であり、また、様々なステークホルダー(利害関係者)からの登録料、協賛金、寄付金等の資金を受領する組織であることから、その用途については、極めて高い公正性と透明性を求められます。

そこで、本ガイドラインにおいては、あえて具体的業務運営の中から会計処理に関するガイドラインを別項目とし、会計処理に関する特別なガイドラインを設けることにしました。

スポーツ基本法第5条第2項においては、「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」と定められ、前述の具体的業務運営のうち、もちろん、会計処理に関しても、透明性を確保し、NFが遵守すべき基準を作成しなければなりません。

(1) 適正処理、公正な会計原則の実施(3項目)

□ a NFの財務、経理の処理を適正に行い、公正な会計原則に則っていること

【解説】

◆ 求められる理由

NFの財務、経理の処理を行うに当たっては、客観的かつ適切なものでなくてはならないことはもちろんのこと、NFが極めて高い公共性を有している組織であることから、公益法人会計基準にあるように、正規の簿記の原則に則ったものでなくてはなりません。

帳簿に未計上の現預金(簿外資産)、帳簿に未計上の未払債務(簿外負債)の存在や、適切な証憑に基づかない資産負債(架空資産、負債)の計上は会計基準違反となることに留意が必要です。

◆ ポイント ～適正処理、公正な会計原則

公益認定法第 5 条第 2 号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、公益認定等ガイドライン I 2 によれば、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性としています。

公益認定等委員会の特定の NF に対する勧告においては、NF 役員が、コーチから助成金を集金し、それを自己又は自己の関連会社の名義で寄付し、個人又は関連会社の税務申告の際に有利となるよう処理するなど、役員個人の財布と NF の会計を区分されておらず、公益認定法に定める条文に違反している疑いがある旨の指摘もあります¹⁰¹。

また、公益法人においては、公益法人会計基準が定められており、一般に公正妥当と認められる会計の原則が存在します。

日本オリンピック委員会選手強化 NF 事業補助金等適正使用ガイドライン第 6 節 5 や、日本体育協会倫理に関するガイドライン II. 1. 「経理処理について」においては、NF の会計処理が社会通念上の理解に則し、透明性が確保され、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠すべき旨を定めています。

NF においては、そもそも NF の公益性という性質から、公益法人ではもちろんのこと、公益法人以外の法人においても、公益法人会計基準に準じた会計処理を行うことが望ましいでしょう。

¹⁰¹ https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140416_kankoku.pdf

【具体的な実践例】

① 財産の独立管理

NF 名義の預金の引き出しや財産の利用につき、適切な管理を行う必要があります。特に重要な点として、以下の事項があります。

- (1) 預金口座の銀行印は財務担当理事等、適切な管理者が保管すべきであり、責任者以外が自由に銀行印を使用できるようにすべきではありません。
- (2) NF の費用を個人が立て替える場合であっても、その精算は適時行うべきであり、精算書を作成し管理を行うべきです。
- (3) NF の備品等には管理番号を付す等、所有者を簡易に識別できる方法を施し、資産の流用や簿外資産、NF 財産と個人所有物の混同がないよう努めなければなりません。
- (4) 寄付金や補助金をNFが受領する場合には、必ずNFの銀行口座へ入金しなければならず、決して役員等個人の口座への入金を行ってはなりません。
- (5) NF 資産の使用については、NF の定款目的内で行わなければならない、その他の目的のために使用することは認められません。

② 領収書その他証憑に基づいた支出

日本オリンピック委員会選手強化 NF 事業(国庫補助事業)要項(平成 26 年度)の「証拠書類等の整備に関する注意事項」においては、補助事業対象経費となるものは、全て NF が支払ったものであることが明確に説明できる証拠書類を添付すること、としており、費目ごとに適切な証憑の添付及び明細の作成を義務付けています。また、他の事業会計とは区分し、5 年間関係書類を保存することを求めています。

具体的には、会計伝票の起票時には、担当者は証憑に基づいた処理を行い、責任者又はチェック者が伝票と証憑の照合、起票承認を行うべきでしょう。また、当該証憑は事後的に確認できるよう秩序整然と整理し一定の期間保管をしなければなりません。

ここで、証憑としては、領収書、請求書、契約書、預金通帳、当座照合表等が挙げられます。また、定款、税務申告書は永久、計算書類、会計帳簿については 10 年(一般法人法第 120 条、会社法第 432 条、同法第 435 条)、その他適切な期間、保管しなければなりません。

③ 監事との情報共有、連携強化

日本オリンピック委員会の選手強化 NF 事業補助金等適正使用ガイドライン第 6 節 4 においても、内部監査担当役員等と監事及び会計監査人の連携を強化すべき旨定めています。

また、日本体育協会倫理に関するガイドラインⅡ. 1. (2)においては、「経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役員に任せきりにしないこと。同時に組織内部における定期的なチェック及び公認会計士等による外部監査を受けるようにすること。」と定められています。

上記の連携強化のためには、内部監査担当役員等と幹事及び会計監査人との間で定期的にミーティングの場を設け、監査計画や監査結果の報告を適時行うことにより意見交換を行うことが必要でしょう。運営マニュアル等で会計担当者の情報が監事や会計監査人にも共有されるようにすること(メールを同送するなど)等も考えられます。

④ 重要なイベント等に関する収支報告書の作成

特に、通常の会計とは異なる重要なイベントについては、これまで不適切会計の事例も幾つか見られるところです。

理事会等における事業年度の計画決定時に、重要なイベントかどうかの判定を行い、該当イベントについては、個別の収支報告を作成し、外部監査の必要の有無を検討することが望ましいでしょう。この点、重要なイベントかどうかの判断基準は、収入、総資産額等への金額的影響のみならず、NF のステークホルダー(利害関係者)に与える質的影響を加味して総合的に勘案すべきでしょう。

特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催までには、各 NF において、プレ国際大会を開催する可能性が高く、非常に金額規模が大きい大会が実施されることが想定されます。このような大会は、NF の通常会計では発生しないものであり、重要なイベントに関する特別会計を実施することが必要と考えられます。

□ b 職業的専門家による会計監査が行われ、会計監査報告書が作成されていること

【解説】

◆ 求められる理由

会計監査は、専門的な業務であり、職業的専門家による監査が行わなければ、その監査の実効性が担保されているとはいえません。

特に、NF は、スポーツの普及、競技力の向上に関し、公金を受領する組織であり、また、様々なステークホルダー(利害関係者)からの登録料、協賛金、寄付金等の資金を受領する組織であることから、その用途については、極めて高い公正性と透明性を求められるのであり、その監査については、職業的専門家による監査が必要です。

◆ ポイント ～職業専門家による監査とは

公益法人は監事を1名以上置かなくてはなりません。もっとも、NFの公益性という性質から、公益法人以外においても、監事を置き、監査を受けることが望ましいでしょう。

また、公益法人の公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益増進に寄与するものでなければならず、法人の財産は税制優遇を受けて形成されたものであることから、公益認定法第5条第12号においては、政令で定める基準額を超える公益法人においては、会計監査人を置くことを定めています。

この点、昨今のNFの会計処理に関する不祥事の頻発を受けて、日本オリンピック委員会は、加盟団体規程において、NFに対して、公認会計士による監査を義務づけています。日本体育協会倫理に関するガイドラインⅡ.1.(2)においては、「経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に組織内部における定期的なチェック及び公認会計士等による外部監査を受けるようにすること。」と定められています。

【具体的な実践例】

公認会計士等外部監査人による会計監査が行われている場合には、NF は、会計監査報告書入手する必要があります。それに付随して、適切な監査が行われていることを確認するために、NF は、外部監査人から監査契約書、監査計画書、監査結果報告書等を適時入手することが必要となります。

また、監査において発見された指摘事項がある場合には、その後、適時理事会に報告が行われていなければなりません。そして、その対応策が図られることは必須となります。

□ c 国庫補助金等の利用に関し、適正使用ガイドラインを遵守すること

【解説】

◆ 求められる理由

既に多くのNFで国庫補助金の不正利用、不適切利用が頻発しているところ、これを受けて、日本オリンピック委員会は、平成25年3月に、「選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン」を設けました。国庫補助金等は、公金であり、国民の関心が著しく高い点であることから、その使用に当たっては、十二分に注意が必要です。

◆ ポイント ～選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン

日本オリンピック委員会選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドラインは、大きな項目として、「責任体系の明確化」、「運営管理の基盤となる環境の整備」、「不適切な行為の発生要因の把握と不適切行為防止計画の策定・実施」、「国庫補助金等の適正な運営・管理活動」、「情報の伝達を確保する体制の確立」、「モニタリングの在り方」という6つの項目が挙げられています。

この中で、「運営管理の基盤となる環境の整備」として、「ルールの明確化、統一化」、「職務権限の明確化」、「関係者の意識向上」、「調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化」が挙げられています。また、「不適切な行為の発生要因の把握と不適切行為防止計画の策定・実施」として、「不適切行為発生要因の把握と防止計画の策定」、「防止計画の実施」が挙げられています。

その他の補助金についても、日本体育協会倫理に関するガイドラインⅡ.1.(1)においては、「補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと」と定められています。

【具体的な実践例】

既にこの「選手強化 NF 事業補助金等適正使用ガイドライン」は施行されており、NF はこの取組を徹底することを求められているため、NF は、当該ガイドラインを通じて、国庫補助金等の適正使用を目指すこととなります。

日本オリンピック委員会は、選手強化 NF 事業(国庫補助事業)要項を定めており、NF との間の「選手強化 NF 事業委託契約書」第 4 条において、同要項の遵守を求めていることから、同契約、同要項に従った国庫補助金等の運用が必要となっています。

(2) 財務計画の実施(2 項目)

a 財務計画及び手続(長期、短期両方を含む)が実施されていること

【解説】

◆ 求められる理由

公益認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、公益認定等ガイドライン I 2 によれば、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性としています。そのうち①財政基盤の明確化について、貸借対照表、収支(損益)予算書等により、財務状態を確認し、必要に応じて今後の財務の見通しについて説明を求められています。

◆ ポイント

① 財務計画

NF の中には、安定した財務計画がなく、年間収支のうち、足りない部分を事後的に寄付に委ねてしまっている NF もあることから、NF の長期的に安定した事業遂行を行うためには、その前提として財務計画を適切に行う必要があります。

日本オリンピック委員会選手強化 NF 事業補助金等適正使用ガイドラインにおいても、国庫補助金等の適正な運営・管理活動につき、予算執行の適切かつ効率的な管理等の財務会計システムを構築すべき旨が記載されています。

② 財務会計方針、手続等

公益認定法第 5 条第 2 号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、公益認定等ガイドライン I 2 によれば、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性としています。そのうち②経理処理、財産管理の適正性とは、十分な会計帳簿を備え付けること及び不適正な経理を行わないことであり、使途不明金や会計帳簿への虚偽の記載は認められません。

全体の財務計画だけでなく、財務会計方針、手続等に関するルールが明確でないと、一部の権限者による不透明な会計運用がなされるおそれがあります。このようなことを防止するためには、財務会計方針、手続等が整備され、運用されていることが必要です。

【具体的な実践例】

財務計画は短期(1年)と長期を各々作成しなければなりません。また、その財務計画、予実比較等につき、理事会等における検討、承認が必要となります。財務計画を作成するに当たっては、理事会で承認された基本計画を基に、短期、長期両方の資金繰り表を作成することが望まれます。ここでの中長期とは3年から5年程度とするのがよいでしょう。

また、当初の財務計画と実績値の比較を行い、その差異の内容を把握検討し、理事会等で報告を行うことが望ましいでしょう。

財務方針、会計方針等の整備としては、具体的には、経理規程、経理規程細則、職務権限規程等を作成し、理事会にて適切に承認を得る必要があります。

また、実際の手続が規程に沿って適切に運用されているかを定期的にチェックし、理事会にて、その旨を報告することが適切でしょう。その際、法律や規程に反している事項を発見した場合には、理事会に適時報告を行い、対応策を講じなければなりません。

この趣旨に従い、日本体育協会は、経理規程¹⁰²を定め、財務会計方針、手続等を明確に整備しています。

日本体育協会倫理規程第6条第4項では、「役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。」と定められ、第5条には違反による処分が定められています。また、登録者等の具体的な処分基準は、「公認スポーツ指導者処分基準」に定められており、その別表には、「所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理」という行為類型の中で、具体的な処分内容が定められています。

¹⁰² <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation045.pdf>

□ b 財務に係る書類等の報告、承認手続が実施され、NFのウェブサイト等で公開されていること

【解説】

◆ 求められる理由

財務に係る書類等は適切、適法かつ客観的なものでなければなりません。一般法人法では、社員及び債権者保護のために、貸借対照表の公告を定めています。

また、公益認定法では、公益法人の公益目的事業は不特定かつ多数のものの利益増進に寄与するものでなければならず、法人の財産は税制優遇を受けて形成されたものであることから、財産目録の閲覧が可能となっています。

◆ ポイント

① 財務に係る書類等の報告、承認手続の実施

一般法人法では、財務に係る書類等とは、計算書類(貸借対照表・損益計算書)及び事業報告並びにこれらの附属明細書、また、公益認定法では、財務にかかる書類等とは計算書類(正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書)及び附属明細書、財産目録と定められています。

一般法人法では、計算書類等の理事会での承認及び計算書類等の社員への提供が必要(一般法人法第124条、第125条)です。理事会承認後には、定時社員総会への報告、承認(同法第126条第1項、第2項)を受け、定時社員総会終了後遅滞なく貸借対照表を公告しなければなりません(同法第128条)。

また、公益認定法では、事業年度経過後3か月以内に、行政庁に財産目録等を提出しなければなりません。ここで、財産目録等は閲覧請求により閲覧可能となります。

② ウェブサイト等での公開

NFのステークホルダー(利害関係者)にとって、NFの財務に係る書類等は大変有用なものであることから、NFのウェブサイト等において、適時公開しなければなりません。

このような公開は、スポーツ基本法第5条第2項に定める、NF運営の透明性の確保にも沿うものです。

【具体的な実践例】

財務に係る書類等は決算確定後、理事会等に報告し、適切な承認を得る必要があります。

また、上記のように、NF には多数のステークホルダー(利害関係者。債権者・債務者・寄付者・日本オリンピック委員会・JSC 等)が存在します。これらのステークホルダー(利害関係者)にとって、NF の財政状態・経営成績・キャッシュ・フローの状況は大変重要であり、決算確定後速やかに開示し、閲覧できるようにすべきであると考えられます。

そこで、理事会において財務に係る書類等が適切に承認された後、すぐに NF のウェブサイト等内の『団体の決算情報』等のページで、正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書、財産目録を PDF 等で誰でも閲覧できる状態にすることが望ましいでしょう。